

大石田町立学校の教育職員に関する業務量管理・ 健康確保措置実施計画

令和8年3月

大石田町教育委員会

目 次

	ページ
1 計画の趣旨・現状	3
2 目標	4
3 計画の期間	4
4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
5 関連する取組、今後のフォローアップについて	7

1 計画の趣旨、現状

(1)計画の趣旨

本町では基本目標を「豊かな心を育む教育・文化のまちづくり」と定めている。また、基本目標をより具現化したものとして、次の3つの目指す人間像を掲げている。

【誇り】ふるさとを愛し、地域の文化や伝統を大切にする人

【絆】学校・家庭・地域のふれあいと交流で活力に満ちた人

【向上心】学ぶ楽しさやよさを実感し、いきいきと学びに向かう人

目指す人間像を実現するためには、義務教育段階における教育環境を計画的に整備し、本町の町立小中学校に勤務する全ての教職員がこれまで以上に生き生きと働くことができる環境を構築することが求められる。

本計画は、その一助をなすものである。

(2)本町の現状

○本町では、山形県教育委員会が示した「山形県公立学校における働き方改革プラン」を参酌し、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。また、町校長会と連携し、要望に合った設備の設置(留守番電話の設置)等に取り組んできた。

○こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和7年度(4月～1月)は以下のとおりであった。

【令和7年度(4月～1月)の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を 上回る割合(平均)	月80時間を 上回る割合(平均)
小学校	月22.0時間	8.8%	0.0%
中学校	月45.4時間	55.5%	0.9%

○小学校では、時間外在校等時間が45時間を超える割合が8.8%となっており、校務分掌と授業準備に時間を使っている状況である。特に各校とも4月に時間外在校等時間が長い傾向にあり、年度当初の組織作りに時間がかかっている。また、4月について5月に時間外在校時間が長いのは、町の陸上大会の練習や統合に向けた3校合同の行事が多いことが挙げられる。

○中学校では、時間外在校等時間が45時間を超える割合が55.5%となっており、小学校同様に4月の年度当初の組織作りに時間を使っている状況である。4月について7月に時間外在校時間が長いのは、学期末の評定関連や部活動指導等が挙げられる。

○こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2 目標

○本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1)時間外在校等時間に関する目標

- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・1年間の時間外在校等時間合計が360時間以下の割合を100%にする。

(2)ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・教育職員が計画的にまとまった日数、年次有給休暇を取得できるよう校長会と連携して取り組む。
- ・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。
- ・教育職員が主体的に自己研鑽に取り組むことで自らの人間性や創造性を高め、質の高い教育を施すことを最終的な目標とする。

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

○保護者や地域に方に「学校と教師の業務の3分類」をPTA 総会等で紹介し、学校の教育活動への理解と協力を得られるよう啓蒙を行う。

(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等(「3分類」①関係)

- ・各地域の実情を踏まえつつ、定期的な登下校指導については勤務時間の割り振りをを行い、適切な勤務状態を作る。日常的な見守り活動については、学校運営協議会や交通安全協会と連携し、対応する。
- ・首長部局と連携し、交通量の多い大石田小学区に3名、大石田北小学区に1名の交通指導員を配置する。小学校が統合され児童それぞれの通学路が変

更される令和9年4月以降は、同数の交通指導員を再配置し安全な通学を確保する。

- ◆放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導されたときの対応(「3分類」②関係)
 - ・放課後から夜間における見回りについては、地域等が行う見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
 - ・大石田町子ども見守り隊連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- ◆学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)(「3分類」③関係)
 - ・学校徴収金について、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の精査を進め、公会計化を検討する。大石田町内小中学校の統合や国の施策を視野に検討を進める。
- ◆地域学校協働活動の関係者間の連絡調整(「3分類」④関係)
 - ・平成25年度から大石田町内各小中学校に学校運営協議会が設置され、学校と地域、保護者が連携する場が設けられてきた。今後、学校統合を見据え、地域の人材や教材との関わりを生かすため、統合後の学校に地域学校協働活動専門員を配置することを検討する。
- ◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応(「3分類」⑤関係)
 - ・首長部局とも連携して直接苦情等に対応する相談窓口の設置を検討するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制構築を検討する。

□ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ◆調査・統計等への回答(「3分類」⑥関係)
 - ・教育委員会が内容の精査を行うことで、学校へ発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
 - ・学校事務体制の強化のため、引き続き事務連携・共同を実施する。
- ◆学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理(「3分類」⑦関係)
- ◆ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理(「3分類」⑧関係)
 - ・⑦⑧については、HPの更新について、外部委託を継続しICT支援を継続する。
- ◆学校プールや体育館等の施設・設備の管理(「3分類」⑨関係)
- ◆校舎の開錠・施錠(「3分類」⑩関係)
 - ・校舎の開錠・施錠、施設管理については、使用前に教員がすべきことを明確にする。
 - ・プールの管理は、令和8年度は大石田小のみ行い、大石田南小は、民間施設を活用するため運用管理を行わないものとする。令和9年度以降の統合後は民間施設を活用するため施設及び運用管理施設はない。

- ◆児童生徒の休み時間における安全への配慮(「3分類」⑪関係)
 - ・各学校実情に応じ、教職員が輪番制をとったり、協力体制を構築するよう助言する。
- ◆校内清掃(「3分類」⑫関係)
 - ・各校の日程(週時程)の中で、回数や・範囲清掃用具等の合理化を行うよう助言する。
- ◆部活動(「3分類」⑬関係)
 - ・令和8年度から休日の部活動の地域展開を実施する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図るとともに、運営母体の指導者人材の確保に努める。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ◆給食の時間における対応(「3分類」⑭関係)
 - ・食育指導や食事のマナーなど、栄養教諭が各学校を巡回し、指導していく。日常の給食指導については、発達段階やアレルギー食対応など教員が見守りながら指導したり、学年で輪番制をとったり、ボランティアの方の協力を要請するなど安全な給食に努めるよう指導する。
- ◆授業準備、学習評価や成績処理(「3分類」⑮⑯関係)
 - ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を全校に配置する。
 - ・校務支援システム等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- ◆学校行事の準備・運営(「3分類」⑰関係)
 - ・通例となっている学校行事について、児童生徒への教育効果と教職員の負担について確認し、精選を進めるよう指導する。また、PTA や地域協力団体と連携して実施するなど各校実情に合わせて検討を行う。
- ◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応(「3分類」⑱関係)
 - ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ、教育職員が連携・協働した支援体制を構築する。
 - ・特別支援教育補助員を各校に配置し、特別な支援が必要な児童生徒の学びを保障する。また、特別支援教育補助員研修会を実施し、支援方法や教職員との連携について理解を深める。
 - ・適応支援教室「なないろスコラ」の環境(人的・物的)を整備し、学校になかなか足の向かない子の学びを保障するとともに、該当校と連携を取り、段階的に集団生活を送れるよう支援する。

(2)学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1,086単位時間以上)編制さ

- れている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
 - ・令和6年度に勤務時間外の留守番電話機能を設置した体制を維持していく。

(3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・学校における定時退校日を週1回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に5日間以上の一斉閉校期間の設定を行う。
- ・早出遅出勤務制度、テレワークの導入について、実現に向けた検討を行う。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・教育委員会は毎年度、文科省令で定めるところにより、本計画の実施状況を公表する。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。(SSWC等)
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤システムで記録し、月毎に各校教職員の勤務状況を把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を

検討するなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。